

志免町農業委員会議事録

|        |           |                                                                                                                                                        |
|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1      | 開催日時      | 令和8年7月10日（金）13時30分から                                                                                                                                   |
| 2      | 開催場所      | 志免町役場 第3会議室                                                                                                                                            |
| 3      | 出席委員（13名） | 1番：鬼塚大輔<br>2番：世利秀剛<br>4番：世利壽<br>5番：藤利之<br>6番：内山久枝<br>7番：吉原正治<br>8番：稲永雅俊<br>9番：内山美紀<br>11番：山内昭広<br>12番：野中祥秋<br>13番：原信彦<br>14番：南里雅章                      |
| 4      | 議事録署名委員   | 8番：稲永雅俊 13番：原信彦                                                                                                                                        |
| 5      | 内容        | 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について                                                                                                                             |
| 6      | 会議の概要     |                                                                                                                                                        |
| 事務局    |           | ただ今から、令和8年7月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしく申し上げます。ご着席ください。本日は13名全員出席となっております。<br>それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。 |
| 会長     |           | それでは会議規則に基づき議事録署名委員の指名を行います。8番：稲永雅俊委員、13番：原信彦委員にお願いいたします。<br>議案の承認、第6号議案を事務局より説明していただきます。                                                              |
| 事務局    |           | 第6号議案について説明させていただきます。<br>～第6号議案について説明～<br>以上で説明を終わります。会長お願いします。                                                                                        |
| 会長     |           | この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。                                                                                                                      |
| 内山美紀委員 |           | 所有権移転ということは、11月末まではまだ受け手のものにはならないってこと？その間田植えされてるじゃないですか、その間の作業っていうのはどなたがされるんですか？                                                                       |
| 事務局    |           | 現在は吉原の機械利用組合にて作業を行っておりまして、稲刈りまでは組合で行い、稲刈り後に売買をするという話になります。自分                                                                                           |

|      |                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | でするのが難しい方が機械利用組合に所属されて作業をお願いしている形です。                                                                                                                                    |
| 会長   | 収穫がおわったら所有権移転やろ？                                                                                                                                                        |
| 事務局  | はい。                                                                                                                                                                     |
| 南里委員 | 今度買われた方も機械利用組合に入られるんですか？                                                                                                                                                |
| 原委員  | 所有者が変わっても同じように機械利用組合がやっていくということです。                                                                                                                                      |
| 南里委員 | 耕作する方は所有者じゃなく別の方がする？                                                                                                                                                    |
| 事務局  | 事務局で確認している話は、所有権移転後は受け手自身が営農していくという話で聞いてあります。                                                                                                                           |
| 南里委員 | 植えるのも刈るのも持ってないけど、いけるんですかね。                                                                                                                                              |
| 原委員  | 実際は吉原のもんが受けてやりようけん。                                                                                                                                                     |
| 会長   | そのまま継承されるっていうことでしょ。                                                                                                                                                     |
| 南里委員 | 結局それやっぱり断りますって言って、自分でする言うたら、植えれんですもんね。持ってるもんだけやったら。今耕作が 2600 やけん、一気に増えるんですよね。今までやったことない広さに増えるんで。                                                                        |
| 原委員  | 実際この方もってある田んぼは6反くらいあるんですよ、それを機械利用組合が作りようわけです。                                                                                                                           |
| 南里委員 | 今受け手の方が耕作されてるのも吉原にあるんですか？                                                                                                                                               |
| 事務局  | 2636 m <sup>2</sup> はご自身で耕作をされてる面積だけ掲載してるんですけど、所有地は1万m <sup>2</sup> 以上持ってらっしゃって、貸付地として1万m <sup>2</sup> くらいあるんですね。吉原にも所有する田んぼが近くにあります。今回も確かにそういう話になるのならちょっと確認しなきゃいけないなと。 |
| 会長   | 機械利用組合との間にちゃんとずっと作っていきますっていうような契約かなんかはあるんですか。                                                                                                                           |
| 原委員  | そこまではきいとらん。いや機械利用組合をうけるならはっきり契約書作ってやりますけど。個人でうけよるからね。個人的にやっとなるかどうかわかりません。                                                                                               |
| 南里委員 | 3条許可やけん入り組んだのちゃんとしとった方がいいですよ。                                                                                                                                           |
| 会長   | 他に質問等ありませんか。                                                                                                                                                            |
| 事務局  | 今回の件については自分で作るという内容で申請を提出してもらってましたので、そこまで確認できていませんでしたので、許可するタイミングで必ず事務局から確認しまして、作付されるというのが絶対大事なので、機械利用組合にお願いするならばちゃんとそういう話で申請してくださいと、また自分で作るならそこはちゃん                    |

|      |                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | と作ってくださいという話をしなきゃいけないと思っています。                                                                                                                                                             |
| 南里委員 | 結局個人で受けられるんやったら利用権設定かなんかの話ってことでしょ。買われて、利用権設定もあわせてっていう。                                                                                                                                    |
| 会長   | 11 月末まで所有権移転されるまではちゃんと作付とか管理とかちゃんとされるとは思うんですけど、その後がね、どうされるか、自分で作られるか機械利用組合にそのまましてもらもんかわかりませんけど。                                                                                           |
| 原委員  | 現在も小作権の設定とかしてないわけ。ただ機械利用組合に作ってもらいようってだけ。通常やりますよね、小作権。やらないで現在のままで委託をうけてやりようだけ。                                                                                                             |
| 世利委員 | だからその辺ですよ結局調整区域の 3 条で所有権移転するときに十分持たん状態でですね、最初から農地法でいえば何条かの許可をちゃんと取ってせないかんわけですよ。そういうのとらんでたんなる委託を任せるという条件でお願いするという人がですよ、調整区域の所有権移転で受けていいとかいなって。本人が作るっていうとなら調整区域であろうが 3 条の所有権移転は別にいいと思うんですよ。 |
| 原委員  | 機械利用組合はなんもその小作権設定はなんもせんですよ。契約書どういう風にするとかっていうたら作業委託だけです。代わりに作業を受けますってだけ。だけん農業委員会とおさんでいいわけよね。                                                                                               |
| 南里委員 | 順番が後先逆やった場合は普通にとおった後に作業委託って話はわかるんですよ、自分でやる、結局やれなかった、で作業委託するは。最初っから作業委託ありきで所有権移転なのかが、たぶん 3 条許可は重要なんですよ。                                                                                    |
| 原委員  | その辺考え方ですよ、結局農地を保全していくにはそういう形しかできんわけたい。最終的に農地が保全できればいいなと、荒してもらよりね。                                                                                                                         |
| 会長   | そこまた事務局確認してもらったがいいかな。                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | 申請時に誓約書を出してもらうんですけど、許可を受けた時は別紙提出の営農計画に基づき自家労力をもって農作業に従事して農地を効率的に利用するとともに転売または転貸転用等は一切行いません、ここに署名してもらってるので、自分でしてもらわなきゃいけない、基本的にはそうなります。                                                    |
| 山内委員 | そやけん事務局でもう一度確認をして、自分ですとかその辺をどうするのかとかね。                                                                                                                                                    |
| 事務局  | わかりました。                                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長  | 他に質問ありますか。では事務局にちゃんと報告していただいてそれから採決って形に。皆さんそれでいいですか。いない委員さんもおると思いますけど、よろしくお願いします。<br>その他何かございませんか。 |
|     | ～～～全員なし～～～                                                                                         |
| 副会長 | ご起立ください。7月の定例会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。                                                                |

会 長

---

議事録署名委員 番

---

議事録署名委員 番

---